

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 競技スポーツ推進事業の項補助対象者の欄中「鹿屋市体育協会」を「鹿屋
市スポーツ協会」に改め、同表鹿屋市国体指導体制育成事業(クラブ型)の項を削
る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。